

社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	現 行																								
<p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱</p> <p>第1条 この要綱は、社会福祉施設等施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）又は補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15 労働省 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、必要事項を定める。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第2条 社会福祉施設等施設整備費県費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）</u>等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <table border="1" data-bbox="136 1034 1102 1449"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大 分 類</th> <th>中 分 類</th> <th>小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～ (8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条</u>に基づく要保護女子を収容保護するための<u>女性自立支援施設</u></td> <td><u>女性自立支援施設</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	(1)～ (8) (略)	(略)	(略)	(略)	(9) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条</u> に基づく要保護女子を収容保護するための <u>女性自立支援施設</u>	<u>女性自立支援施設</u>			<p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱</p> <p>第1条 この要綱は、社会福祉施設等施設整備を行う社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）又は補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15 労働省 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、必要事項を定める。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第2条 社会福祉施設等施設整備費県費補助金（以下「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、<u>「売春防止法」（昭和31年法律第118号）</u>等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この要綱において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1120 1034 2085 1449"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大 分 類</th> <th>中 分 類</th> <th>小 分 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～ (8) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u>に基づく要保護女子を収容保護するための<u>婦人保護施設</u></td> <td><u>婦人保護施設</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	(1)～ (8) (略)	(略)	(略)	(略)	(9) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u> に基づく要保護女子を収容保護するための <u>婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設</u>		
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
(1)～ (8) (略)	(略)	(略)	(略)																						
(9) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条</u> に基づく要保護女子を収容保護するための <u>女性自立支援施設</u>	<u>女性自立支援施設</u>																								
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類																						
(1)～ (8) (略)	(略)	(略)	(略)																						
(9) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u> に基づく要保護女子を収容保護するための <u>婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設</u>																								

改正後					現行				
(10)	(略)	(略)	(略)	(略)	(10)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)					2 (略)				
(交付の対象)					(交付の対象)				
第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類のごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。 ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。					第4条 この補助金は、次の表の第①欄に定める施設の種類のごとに、第②欄に定める設置根拠等により第③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とする。 ただし、以下の各号に該当する場合は補助の対象としない。				
(1)～(4) (略)					(1)～(4) (略)				
(5) 政令指定都市・中核市に設置する施設に係る事業（「(9) <u>女性自立支援施設</u> 」に係る事業を除く。）である場合					(5) 政令指定都市・中核市に設置する施設に係る事業（「(9) <u>婦人保護施設</u> 」に係る事業を除く。）である場合				
(6)～(8) (略)					(6)～(8) (略)				
(9)					(9)				
①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率	①施設の種類の	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤県補助率
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) <u>女性自立支援施設</u>	<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条</u>	社会福祉法人	予算措置	3/4	(9) <u>婦人保護施設</u>	<u>売春防止法第36条</u>	社会福祉法人	予算措置	3/4
(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置)					(交付額の算定方法及び国の財政上の特別措置)				
第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。					第5条 整備費補助金の交付額は、次により算出するものとする。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。				
2 倉庫、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。					2 倉庫、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。				
(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)				
(4) ただし、保衛施設等地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。					(4) ただし、保衛施設等地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いて(1)から(3)により算定した交付額に、次の(ア)から(エ)のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。				
(ア)～(イ) (略)					(ア)～(イ) (略)				

改正後	現 行
<p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>30,500</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>32,130</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>42,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>44,210</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>41,400</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>45,830</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>58,760</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>63,190</u>千円）</p> <p>(エ) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第6条～第20条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年1月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。</p>	<p>(ウ) 地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>28,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>29,810</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>39,390</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>40,900</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>38,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>42,400</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備を行う場合、<u>54,360</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>58,460</u>千円）</p> <p>(エ) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>第6条～第20条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成18年3月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成19年3月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成20年1月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成21年3月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年11月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年2月21日から施行し、平成24年2月21日から適用する。</p>

改正後	現行
<p>附則 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年3月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年6月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成27年12月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成28年8月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成29年2月20日から施行し、平成28年10月11日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、平成31年2月12日から施行し、平成31年2月7日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p>
<p>附則 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>附則 この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>

改正後

附則

この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年8月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年9月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1-1~1-2 (略)

別表1-3

算定基準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)

別表1-4

算定基準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)

現行

附則

この要綱は、令和3年3月18日から施行し、令和3年3月18日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年8月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1-1~1-2 (略)

別表1-3

算定基準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)

別表1-4

算定基準

【売春防止法に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)

改正後

現行

別表1-5

算定基準

【**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

（別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)

別表1-6 (略)

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度整備加算		102,000
	個室設備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
更生施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度整備加算		102,000
	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
授産施設	都市部	標準	3,030,000
		標準	2,880,000
	初度設備加算		102,000
	宿所提供施設	都市部	2,410,000
標準		2,300,000	
初度整備加算		102,000	
社会事業授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	

別表1-5

算定基準

【**売春防止法**に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

（別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
(略)	(略)	(略)

別表1-6 (略)

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類			補助基準額 単位：(円)
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度整備加算		95,000
	個室設備加算	都市部	454,000
		標準	433,000
更生施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度整備加算		95,000
	個室整備加算	都市部	454,000
		標準	433,000
授産施設	都市部	標準	2,800,000
		標準	2,670,000
	初度設備加算		95,000
	宿所提供施設	都市部	2,230,000
標準		2,130,000	
初度整備加算		95,000	
社会事業授産施設	都市部	2,800,000	
	標準	2,670,000	

改正後

初度整備加算 102,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付付基第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。  
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。  
 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。  
 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)

施設の種類		補助基準額 単位: (円)
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付付基第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。  
 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)

施設の種類		補助基準額 単位: (円)
救護施設	都市部	7,800,000

現行

初度整備加算 95,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付付基第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。  
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。  
 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。  
 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)

施設の種類		補助基準額 単位: (円)
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付付基第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。  
 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価 (単位:円)

施設の種類		補助基準額 単位: (円)
救護施設	都市部	7,230,000



改正後					現行				
		標準	7,440,000				標準	6,890,000	
		初度整備加算	114,000				初度整備加算	105,000	
個室整備加算		都市部	545,000		個室整備加算		都市部	505,000	
		標準	520,000				標準	481,000	
<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。</p> <p>3 木造施設の改築として行う場合に限る。</p> <p>4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。</p>					<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。</p> <p>3 木造施設の改築として行う場合に限る。</p> <p>4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。</p>				
別表2-4					別表2-4				
<p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合)</p>					<p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合)</p>				
定員1人当たりの補助基準単価 (単位：円)					定員1人当たりの補助基準単価 (単位：円)				
施設の種類		補助基準額 単位：(円)			施設の種類		補助基準額 単位：(円)		
救護施設		都市部	10,690,000		救護施設		都市部	9,890,000	
		標準	10,180,000				標準	9,420,000	
<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。</p> <p>2 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>					<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。</p> <p>2 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>				
別表3-1					別表3-1				
1事業（1施設）当たりの補助基準単価 (単位：円)					1事業（1施設）当たりの補助基準単価 (単位：円)				
事業（施設）の種類			補助基準額		事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護	本体	利用定員 20人 以下	都市部	64,800,000	生活介護	本体	利用定員 20人 以下	都市部	60,000,000
自立訓練	(日中活動部)		標準	61,700,000	自立訓練	(日中活動部)		標準	57,100,000



改正後				現行				
就労移行支援 就労継続支援	分)	21人～40人	都市部 標準	<u>130,500,000</u> <u>124,400,000</u>	21人～40人	都市部 標準	<u>120,800,000</u> <u>115,100,000</u>	
		41人～60人	都市部 標準	<u>218,100,000</u> <u>207,800,000</u>	41人～60人	都市部 標準	<u>201,900,000</u> <u>192,300,000</u>	
		61人～80人	都市部 標準	<u>306,400,000</u> <u>291,900,000</u>	61人～80人	都市部 標準	<u>283,500,000</u> <u>270,000,000</u>	
		81人～100人	都市部 標準	<u>394,800,000</u> <u>376,100,000</u>	81人～100人	都市部 標準	<u>365,400,000</u> <u>348,000,000</u>	
		101人～120人	都市部 標準	<u>482,200,000</u> <u>459,300,000</u>	101人～120人	都市部 標準	<u>446,100,000</u> <u>424,900,000</u>	
		121人以上	都市部 標準	<u>570,800,000</u> <u>543,600,000</u>	121人以上	都市部 標準	<u>528,000,000</u> <u>502,900,000</u>	
	施設入所支援 整備加算及び 本体（宿泊型 自立訓練）	利用定員 20人 以下	都市部 標準	<u>52,200,000</u> <u>49,700,000</u>	施設入所支援 整備加算 及び本体（宿 泊型自立訓 練）	利用定員 20人 以下	都市部 標準	<u>48,300,000</u> <u>46,000,000</u>
		21人～40人	都市部 標準	<u>105,300,000</u> <u>100,400,000</u>	21人～40人	都市部 標準	<u>97,500,000</u> <u>92,900,000</u>	
		41人～60人	都市部 標準	<u>176,200,000</u> <u>167,900,000</u>	41人～60人	都市部 標準	<u>163,100,000</u> <u>155,400,000</u>	
		61人～80人	都市部 標準	<u>248,400,000</u> <u>236,600,000</u>	61人～80人	都市部 標準	<u>229,800,000</u> <u>218,900,000</u>	
		81人～100人	都市部 標準	<u>319,100,000</u> <u>303,900,000</u>	81人～100人	都市部 標準	<u>295,200,000</u> <u>281,200,000</u>	
		101人～120人	都市部 標準	<u>391,200,000</u> <u>372,600,000</u>	101人～120人	都市部 標準	<u>361,800,000</u> <u>344,700,000</u>	
		121人以上	都市部 標準	<u>462,100,000</u> <u>440,100,000</u>	121人以上	都市部 標準	<u>427,500,000</u> <u>407,200,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	<u>49,900,000</u> <u>47,600,000</u>	就労・訓練事業等整備加算	都市部 標準	<u>46,200,000</u> <u>44,100,000</u>	
	大規模生産設備等整備加算	都市部 標準	<u>164,600,000</u> <u>156,800,000</u>	大規模生産設備等整備加算	都市部 標準	<u>152,300,000</u> <u>145,100,000</u>		
	短期入所整備加算	都市部 標準	<u>13,500,000</u> <u>12,900,000</u>	短期入所整備加算	都市部 標準	<u>12,600,000</u> <u>12,000,000</u>		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>15,800,000</u>	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>14,600,000</u>		

改正後				現行					
			標準	<u>15,000,000</u>			標準	<u>13,900,000</u>	
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	<u>11,100,000</u>			都市部	<u>10,300,000</u>	
			標準	<u>10,600,000</u>			標準	<u>9,900,000</u>	
		居宅介護整備加算	都市部	<u>7,500,000</u>			都市部	<u>6,940,000</u>	
			標準	<u>7,140,000</u>			標準	<u>6,610,000</u>	
		避難スペース整備加算	都市部	<u>43,400,000</u>			都市部	<u>40,200,000</u>	
			標準	<u>41,400,000</u>			標準	<u>38,300,000</u>	
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	<u>117,900,000</u>	利用定員 20人	都市部	<u>109,100,000</u>		
			標準	<u>112,300,000</u>		標準	<u>103,900,000</u>		
			21人 ~40人	都市部	<u>236,900,000</u>		21人 ~40人	都市部	<u>219,200,000</u>
				標準	<u>225,600,000</u>			標準	<u>208,800,000</u>
			41人 ~60人	都市部	<u>394,800,000</u>		41人 ~60人	都市部	<u>365,200,000</u>
				標準	<u>376,000,000</u>			標準	<u>347,900,000</u>
			61人 ~80人	都市部	<u>555,600,000</u>		61人 ~80人	都市部	<u>514,100,000</u>
				標準	<u>529,200,000</u>			標準	<u>489,600,000</u>
			81人 ~100人	都市部	<u>715,100,000</u>		81人 ~100人	都市部	<u>661,500,000</u>
				標準	<u>681,000,000</u>			標準	<u>630,000,000</u>
			101人 ~120人	都市部	<u>874,200,000</u>		101人 ~120人	都市部	<u>808,800,000</u>
				標準	<u>832,600,000</u>			標準	<u>770,300,000</u>
			121人 以上	都市部	<u>1,033,600,000</u>		121人 以上	都市部	<u>956,200,000</u>
				標準	<u>984,400,000</u>			標準	<u>910,700,000</u>
			就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>49,900,000</u>		就労・訓練事業等整備加算	都市部	<u>46,200,000</u>
				標準	<u>47,600,000</u>			標準	<u>44,100,000</u>
			大規模生産設備等整備加算	都市部	<u>164,600,000</u>		大規模生産設備等整備加算	都市部	<u>152,300,000</u>
				標準	<u>156,800,000</u>			標準	<u>145,100,000</u>
			短期入所整備加算	都市部	<u>13,500,000</u>		短期入所整備加算	都市部	<u>12,600,000</u>
				標準	<u>12,900,000</u>			標準	<u>12,000,000</u>
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>15,800,000</u>		発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>14,600,000</u>	
			標準	<u>15,000,000</u>			標準	<u>13,900,000</u>	
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	<u>11,100,000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	<u>10,300,000</u>	
			標準	<u>10,600,000</u>			標準	<u>9,900,000</u>	
		居宅介護整備加算	都市部	<u>7,500,000</u>		居宅介護整備加算	都市部	<u>6,940,000</u>	
			標準	<u>7,140,000</u>			標準	<u>6,610,000</u>	

改正後				現行					
	避難スペース整備加算		都市部	<u>43,400,000</u>		避難スペース整備加算		都市部	<u>40,200,000</u>
			標準	<u>41,400,000</u>				標準	<u>38,300,000</u>
共同生活援助	倉設	定員4人～10人	都市部	<u>30,700,000</u>	共同生活援助	倉設	定員4人～10人	都市部	<u>28,500,000</u>
			標準	<u>29,300,000</u>				標準	<u>27,100,000</u>
		短期入所整備加算		都市部			<u>13,500,000</u>	短期入所整備加算	
			標準	<u>12,900,000</u>			標準	<u>12,000,000</u>	
	エレベーター等設置整備加算		都市部	<u>2,430,000</u>	エレベーター等設置整備加算		都市部	<u>2,250,000</u>	
			標準	<u>2,320,000</u>			標準	<u>2,150,000</u>	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	<u>11,100,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	<u>10,300,000</u>	
			標準	<u>10,600,000</u>			標準	<u>9,900,000</u>	
居宅介護整備加算		都市部	<u>7,500,000</u>	居宅介護整備加算		都市部	<u>6,940,000</u>		
		標準	<u>7,140,000</u>			標準	<u>6,610,000</u>		
避難スペース整備加算		都市部	<u>43,400,000</u>	避難スペース整備加算		都市部	<u>40,200,000</u>		
		標準	<u>41,400,000</u>			標準	<u>38,300,000</u>		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	<u>32,400,000</u>	増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	<u>30,000,000</u>
			標準	<u>30,900,000</u>				標準	<u>28,600,000</u>
短期入所（短期入所のみでの整備の場合）			都市部	<u>16,400,000</u>	短期入所（短期入所のみでの整備の場合）			都市部	<u>15,200,000</u>
			標準	<u>15,600,000</u>				標準	<u>14,500,000</u>
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみでの整備の場合）			都市部	<u>11,100,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみでの整備の場合）			都市部	<u>10,300,000</u>
			標準	<u>10,600,000</u>				標準	<u>9,900,000</u>
居宅介護（居宅介護のみでの整備の場合）			都市部	<u>7,500,000</u>	居宅介護（居宅介護のみでの整備の場合）			都市部	<u>6,940,000</u>
			標準	<u>7,140,000</u>				標準	<u>6,610,000</u>
避難スペース整備（避難スペースのみでの整備の場合）			都市部	<u>43,400,000</u>	避難スペース整備（避難スペースのみでの整備の場合）			都市部	<u>40,200,000</u>
			標準	<u>41,400,000</u>				標準	<u>38,300,000</u>
補装具製作施設			都市部	<u>16,400,000</u>	補装具製作施設			都市部	<u>15,200,000</u>
			標準	<u>15,600,000</u>				標準	<u>14,500,000</u>
盲導犬訓練施設			都市部	<u>204,100,000</u>	盲導犬訓練施設			都市部	<u>188,800,000</u>
			標準	<u>194,400,000</u>				標準	<u>179,900,000</u>
点字図書館			都市部	<u>56,000,000</u>	点字図書館			都市部	<u>51,800,000</u>
			標準	<u>53,400,000</u>				標準	<u>49,400,000</u>
聴覚障害者情報提供施設			都市部	<u>75,600,000</u>	聴覚障害者情報提供施設			都市部	<u>69,900,000</u>
			標準	<u>72,000,000</u>				標準	<u>66,600,000</u>

改正後

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増単価増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

（耐震化等整備を行う場合）

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類		補助基準額				
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 （日中活動部分）	利用定員 40人 以下	都市部	173,600,000		
			標準	165,300,000		
		41人 ~60人	都市部	289,400,000		
			標準	275,700,000		
		61人 ~80人	都市部	406,700,000		
			標準	387,300,000		
		81人 ~100人	都市部	524,000,000		
			標準	499,100,000		
		101人 ~120人	都市部	640,100,000		
			標準	609,600,000		
		121人以上	都市部	757,200,000		
			標準	721,200,000		
		施設入所支援 整備加算	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	140,000,000
					標準	133,400,000
41人 ~60人	都市部			234,000,000		
	標準			222,900,000		
61人 ~80人	都市部			329,400,000		
	標準			313,700,000		
81人 ~100人	都市部			423,300,000		
	標準			403,200,000		
101人 ~120人	都市部			519,100,000		

現行

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増単価増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

（耐震化等整備を行う場合）

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類		補助基準額				
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 （日中活動部分）	利用定員 40人 以下	都市部	160,600,000		
			標準	153,000,000		
		41人 ~60人	都市部	267,800,000		
			標準	255,000,000		
		61人 ~80人	都市部	376,200,000		
			標準	358,300,000		
		81人 ~100人	都市部	484,800,000		
			標準	461,700,000		
		101人 ~120人	都市部	592,200,000		
			標準	564,000,000		
		121人以上	都市部	700,500,000		
			標準	667,200,000		
		施設入所支援 整備加算	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	129,600,000
					標準	123,400,000
41人 ~60人	都市部			216,500,000		
	標準			206,200,000		
61人 ~80人	都市部			304,700,000		
	標準			290,200,000		
81人 ~100人	都市部			391,600,000		
	標準			373,000,000		
101人 ~120人	都市部			480,200,000		

改正後					現行				
	121人以上	標準		494,400,000	121人以上	標準		457,400,000	
		都市部		612,900,000		都市部		567,000,000	
		標準		583,700,000		標準		540,000,000	
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	66,300,000		就労・訓練事業等整備加算	都市部	61,400,000	
		標準		63,200,000		標準		58,500,000	
		短期入所整備加算	都市部	14,900,000		短期入所整備加算	都市部	13,800,000	
	標準		14,200,000	標準		13,200,000			
	発着障害者支援センター整備加算	都市部	20,700,000	発着障害者支援センター整備加算	都市部	19,200,000			
	標準		19,700,000	標準		18,300,000			

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付付社福第2234号）」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限り。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合)

1事業（1施設）当たりの補助基準単価 (単位：円)

事業（施設）の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,000,000
			標準	68,500,000
		21人～40人	都市部	145,000,000
			標準	138,200,000
		41人～60人	都市部	242,400,000
			標準	230,900,000
	61人～80人	都市部	340,500,000	
		標準	324,300,000	
	81人～100人	都市部	438,700,000	
		標準	417,900,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付付社福第2234号）」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限り。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合)

1事業（1施設）当たりの補助基準単価 (単位：円)

事業（施設）の種類		補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人～40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人～60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
	61人～80人	都市部	315,000,000	
		標準	300,000,000	
	81人～100人	都市部	406,000,000	
		標準	386,600,000	

改正後					現行					
	101人~120人	都市部	<u>535,800,000</u>		101人~120人	都市部	<u>495,700,000</u>			
		標準	<u>510,300,000</u>			標準	<u>472,100,000</u>			
	121人以上	都市部	<u>634,200,000</u>		121人以上	都市部	<u>586,700,000</u>			
		標準	<u>604,000,000</u>			標準	<u>558,800,000</u>			
	施設入所支援 整備加算及び 本体(宿泊型自 立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	<u>58,000,000</u>		施設入所支援整 備加算及び本体 (宿泊型自立訓 練)	利用定員 20人以下	都市部	<u>53,600,000</u>	
			標準	<u>55,200,000</u>				標準	<u>51,100,000</u>	
		21人 ~40人	都市部	<u>117,000,000</u>		21人 ~40人	都市部	<u>108,300,000</u>		
			標準	<u>111,500,000</u>			標準	<u>103,200,000</u>		
		41人 ~60人	都市部	<u>195,800,000</u>		41人 ~60人	都市部	<u>181,200,000</u>		
			標準	<u>186,500,000</u>			標準	<u>172,600,000</u>		
		61人 ~80人	都市部	<u>276,000,000</u>		61人 ~80人	都市部	<u>255,300,000</u>		
			標準	<u>262,900,000</u>			標準	<u>243,200,000</u>		
		81人 ~100人	都市部	<u>354,500,000</u>		81人 ~100人	都市部	<u>328,000,000</u>		
			標準	<u>337,700,000</u>			標準	<u>312,500,000</u>		
	101人~120人	都市部	<u>434,600,000</u>		101人~120人	都市部	<u>402,000,000</u>			
		標準	<u>414,000,000</u>			標準	<u>383,000,000</u>			
	121人以上	都市部	<u>513,500,000</u>		121人以上	都市部	<u>475,000,000</u>			
		標準	<u>489,000,000</u>			標準	<u>452,500,000</u>			
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>55,500,000</u>		就労・訓練事業等整備加算		都市部	<u>51,400,000</u>	
			標準	<u>52,900,000</u>				標準	<u>49,000,000</u>	
大規模生産設備等整備加算		都市部	<u>182,900,000</u>		大規模生産設備等整備加算		都市部	<u>169,200,000</u>		
		標準	<u>174,200,000</u>				標準	<u>161,200,000</u>		
短期入所整備加算		都市部	<u>15,000,000</u>		短期入所整備加算		都市部	<u>14,000,000</u>		
		標準	<u>14,300,000</u>				標準	<u>13,300,000</u>		
発着障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,500,000</u>		発着障害者支援センター整備加算		都市部	<u>16,200,000</u>		
		標準	<u>16,700,000</u>				標準	<u>15,500,000</u>		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	<u>12,400,000</u>		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	<u>11,500,000</u>		
		標準	<u>11,800,000</u>				標準	<u>11,000,000</u>		
居宅介護整備加算		都市部	<u>8,330,000</u>		居宅介護整備加算		都市部	<u>7,710,000</u>		
		標準	<u>7,940,000</u>				標準	<u>7,350,000</u>		
避難スペース整備加算		都市部	<u>48,200,000</u>		避難スペース整備加算		都市部	<u>44,600,000</u>		
		標準	<u>46,000,000</u>				標準	<u>42,500,000</u>		

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別増単価の取扱いについて

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費」における都市部特別増単価の取扱いについて



改正後					現行						
<p>(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>					<p>(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。</p> <p>2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)</p> <p>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>4 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>						
別表3-4					別表3-4						
<p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p>					<p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第11に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p>						
1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)					1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)						
事業(施設)の種類		補助基準額			事業(施設)の種類		補助基準額				
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>192,900,000</u>	生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>178,500,000</u>		
			標準	<u>183,700,000</u>				標準	<u>170,000,000</u>		
		41人 ~60人	都市部	<u>321,500,000</u>	41人 ~60人		都市部	<u>297,500,000</u>			
			標準	<u>306,300,000</u>			標準	<u>283,400,000</u>			
		61人 ~80人	都市部	<u>451,900,000</u>	61人 ~80人		都市部	<u>418,000,000</u>			
			標準	<u>430,400,000</u>			標準	<u>398,100,000</u>			
		81人 ~100人	都市部	<u>582,200,000</u>	81人 ~100人		都市部	<u>538,600,000</u>			
			標準	<u>554,500,000</u>			標準	<u>513,000,000</u>			
		101人~120人	都市部	<u>711,200,000</u>	101人~120人		都市部	<u>658,000,000</u>			
			標準	<u>677,400,000</u>			標準	<u>626,600,000</u>			
		121人 以上	都市部	<u>841,300,000</u>	121人 以上		都市部	<u>778,300,000</u>			
			標準	<u>801,300,000</u>			標準	<u>741,300,000</u>			
		施設入所支援 整備加算	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人以下	都市部		<u>155,500,000</u>	施設入所支援 整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>144,000,000</u>
					標準		<u>148,200,000</u>			標準	<u>137,100,000</u>
41人 ~60人	都市部			<u>260,000,000</u>	41人 ~60人	都市部	<u>240,500,000</u>				
	標準			<u>247,600,000</u>		標準	<u>229,100,000</u>				
61人 ~80人	都市部			<u>366,000,000</u>	61人 ~80人	都市部	<u>338,500,000</u>				
	標準					標準					



改正後					現行				
		81人～100人	標準	348,500,000	81人～100人	標準	322,500,000		
			都市部	470,300,000		都市部	435,100,000		
		101人～120人	標準	448,000,000	101人～120人	標準	414,500,000		
			都市部	576,800,000		都市部	533,500,000		
		121人以上	標準	549,400,000	121人以上	標準	508,200,000		
			都市部	681,000,000		都市部	630,000,000		
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	73,700,000	就労・訓練事業等整備加算	都市部	68,200,000			
		標準	70,200,000		標準	65,000,000			
	短期入所整備加算	都市部	16,500,000	短期入所整備加算	都市部	15,300,000			
		標準	15,800,000		標準	14,600,000			
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,000,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,300,000			
		標準	21,900,000		標準	20,300,000			
(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付社基第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。					(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付社基第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること。 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。				
別表4-1 補助基準単価 (単位：円)					別表4-1 補助基準単価 (単位：円)				
施設の種類		単位	補助基準額		施設の種類		単位	補助基準額	
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,871,000		婦人保健施設	本体	1世帯当たり	7,281,000	
	初度設備加算	1世帯当たり	99,000			初度設備加算	1世帯当たり	92,000	
	心理療去室整備加算	1施設当たり	31,028,000			心理療去室整備加算	1施設当たり	28,703,000	
(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認められた額であること。					(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認められた額であること。				

改正後

現行

別表4-2  
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	1施設当たり <u>23,748,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり <u>1,292,000</u>
	地域交流スペース (防災拠点型)	1施設当たり <u>31,658,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり <u>3,375,000</u>
	特殊付帯工事	1施設当たり <u>15,227,000</u>

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認められた額であること。

別表4-3  
補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設 本体	1世帯当たり	<u>11,940,000</u>

別表4-4  
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類	単位	補助基準額
女性自立支援施設 スプリンクラー設備工事 (既存施設) ※	<u>1m</u> 当たり	11,000

※ 倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表4-2  
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類	単位	補助基準額
婦人保護施設	地域交流スペース	1施設当たり <u>21,968,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり <u>1,194,000</u>
	地域交流スペース (防災拠点型)	1施設当たり <u>29,285,000</u>
	初度設備加算	1施設当たり <u>3,123,000</u>
	特殊付帯工事	1施設当たり <u>14,009,000</u>

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認められた額であること。

別表4-3  
補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種類	単位	補助基準額
婦人保護施設 本体	1世帯当たり	<u>11,046,000</u>

別表4-4  
補助基準単価

(単位：円)

施設の種類	単位	補助基準額
婦人保護施設 スプリンクラー設備工事 (既存施設) ※	<u>1世帯</u> 当たり	11,000

※ 倉設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

改正後

現行

別表5 (略)

別表5 (略)

様式第1号(交付申請書) (略)  
 様式第1号別紙(1) 障害申請 (略)  
 様式第1号別紙(1) 保護申請 (略)

様式第1号(交付申請書) (略)  
 様式第1号別紙(1) 障害申請 (略)  
 様式第1号別紙(1) 保護申請 (略)

様式第1号別紙(1) 女性自立支援施設申請

様式第1号別紙(1) 婦人保護施設申請

様式第1号別紙(1)  
 施設整備申請額内訳 (女性自立支援施設)

(設置者の名称) (施設の種類)

施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 実支出 (予定)額 B (≦ A)	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D ( = A - C )	算定基準による算定額		県費補助 基本額 H	県費補助金 所要額 I
					定員 E	単価 F		
1 施設整備費								
施設整備費計								

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 県費補助金算定方法が交付要綱第5条第2項に示さない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をG欄に算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (3) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、G欄の内訳を県費補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附属工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。  
 (4) A欄～D欄及びG欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (5) I欄には、B欄の合計、D欄の合計にそれぞれ3/4を乗じた額、G欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、B欄、D欄、G欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

様式第1号別紙(1)  
 施設整備申請額内訳 (婦人保護施設)

(設置者の名称) (施設の種類)

施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 実支出 (予定)額 B (≦ A)	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D ( = A - C )	算定基準による算定額		県費補助 基本額 H	県費補助金 所要額 I
					定員 E	単価 F		
1 施設整備費								
施設整備費計								

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。  
 (2) 県費補助金算定方法が交付要綱第5条第2項に示さない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)をG欄に算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。  
 (3) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、G欄の内訳を県費補助基本額とした場合には、記入は不要である。ただし、地域交流スペースの整備及び特殊附属工事を行う場合については、当該部分に係るA欄からD欄の内訳を必ず記入すること。  
 (4) A欄～D欄及びG欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。  
 (5) I欄には、B欄の合計、D欄の合計にそれぞれ3/4を乗じた額、G欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。ただし、地域交流スペースを整備する場合には、B欄、D欄、G欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。

様式第1号別紙(2) 事業計画 (略)  
 様式第2号(変更交付申請書) (略)

様式第1号別紙(2) 事業計画 (略)  
 様式第2号(変更交付申請書) (略)

改正後	現 行
<p>様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>令和 年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付決定 <u>(及び財産処分承認) 通知書</u></p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 (公印省略)</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度社会福祉施設等施設整備費 県費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則 (昭和40年埼玉県規則第15号) 第5 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。 <u>(また、同日同号で申請のあった社会福祉施設等に係る財産処分 (抵当権設定) については、規則第 6条第2項の規定により付した下記の条件に基づき承認したので通知します。)</u></p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 交付金額 金 円</p> <p>2 支払い方法 概算払い</p> <p>3 交付条件 (1) 補助事業者は、<u>規則</u>によるほか、次によるものとする。<u>(なお、財産処分承認の条件は以下のと おり。</u> <u>ア 補助財産の処分を完了したときには、1か月以内にその事実を証する書類を提出しなければ ならない。</u> <u>イ 補助財産に設定された抵当権が実行される場合には、財産処分に係る納付金を納付しなけれ ばならない。)</u> (2) ~ (12) 略 (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びにこの補助金により取 得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及び青の他の財産については、 <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号。以下「適</u></p>	<p>様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>令和 年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付決定通知書</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">埼玉県知事 (公印省略)</p> <p>令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度社会福祉施設等施設整備費 県費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則 (昭和40年規則第15号) 第5条の規 定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 交付金額 金 円</p> <p>2 支払い方法 概算払い</p> <p>3 交付条件 (1) 補助事業者は、<u>補助金の交付手続等に関する規則 (昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規 則」という。)</u>によるほか、次によるものとする。 (2) ~ (12) 略 (13) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びにこの補助金により取 得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及び青の他の財産については、 <u>適正化法施行令第14条第1項第2号の規定による期間を経過するまで、知事の承認を受けない</u></p>

改正後	現行
<p><u>正化法施行令</u>という。)第14条第1項第2号の規定による期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保ご供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>(14) 社会福祉法人等においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助金の額の確定した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適<u>正化法施行令</u>第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における<u>規則</u>第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。</p> <p>(注) 明細繰越を行った事業については、「令和 年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金」の後に「(令和 年度からの繰越分)」と明記すること。</p> <p>様式第4号(着工報告) 略</p> <p>様式第5号(進捗状況) 略</p> <p>様式第6号(その1)(実績報告) 略</p> <p>様式第6号(その1)別紙(1)障害実績 略</p> <p>様式第6号(その1)別紙(1)保護実績 略</p>	<p>でこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保ご供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>(14) 社会福祉法人等においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助金の額の確定した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適<u>正化法施行令</u>第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における<u>補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)</u>第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。</p> <p>(注) 明細繰越を行った事業については、「令和 年度社会福祉施設等施設整備費県費補助金」の後に「(令和 年度からの繰越分)」と明記すること。</p> <p>様式第4号(着工報告) 略</p> <p>様式第5号(進捗状況) 略</p> <p>様式第6号(その1)(実績報告) 略</p> <p>様式第6号(その1)別紙(1)障害実績 略</p> <p>様式第6号(その1)別紙(1)保護実績 略</p>

